

清瀬の夏をさらに楽しむ 清瀬ひまわりフェスティバル関連事業

ひまわりなどを題材にした作品を応募しよう! 写真・写生コンテストと俳句大会

① 写真コンテスト

応募資格 アマチュアの方
応募期間 8月16日(日)から9月4日(金)まで(消印有効)
題材 フェスティバル会場のひまわり
応募作品 カラープリントの2Lサイズ(合成写真・組写真は不可)
出品数 1人1点(応募作品の返却はできません)
 ※写真に人物が入る場合は、本人の了承を得てください。



昨年度の市長賞(共演)

② 写生コンテスト

応募資格 市内在住・在学の小・中学生
応募期間 8月16日(日)から9月18日(金)まで(消印有効)
題材 ひまわり
応募作品 八つ切り判(271^{ミリ}×382^{ミリ})以下の用紙に水彩や油彩などで描いた未発表の自作品
出品数 1人1点



昨年度の市長賞(見頃)

③ 石田波郷俳句大会 ジュニアの部

今年度から「石田波郷俳句大会ジュニアの部」として募集します。
応募資格 小・中学生
応募期間 8月16日(日)から9月10日(木)まで(消印有効)
題材 ひまわり・夏など
出品数 1人何点でも可

昨年度入選作品
ひまわりは
風がふくたび
おどつてる

※いずれも各賞あり(入賞作品の使用権は主催者に帰属)。結果は、①②は10月上旬に③は9月下旬に入選者に通知。(③は10月25日に表彰式を実施)
申込み いずれも応募期間中に、①②は会場または産業振興課にある応募票(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、作品裏に貼り付けて、直接または郵送で〒204-8511 中里5-842 産業振興課 ☎ 492・5111(代表)へ。③は会場または生涯学習スポーツ課にある応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送で〒204-0021 元町1-2-11 生涯学習スポーツ課 ☎ 495・7001へ。(8月30日までは、会場内に設置してある投句箱でも受け付け)

ひまわりフェスティバル関連イベントなど

◆気象衛星センター公開行事

「清瀬お天気フェア 2015」

日時 8月22日(土)午前9時30分～午後4時30分
場所 気象衛星センター(中清戸三丁目)
内容 パネル展示・ひまわり8号と台風の話・見学会・気象測器コーナー・地震体験など
 ※直接会場へ。駐車場はありません。
問合せ 気象衛星センター ☎ 493・1111

◆地元有志の方々によるフラダンス

日時 8月22日(土)午前10時～
場所 会場本部長

◆清瀬産のはちみつ「きよはち」を販売!

市役所生まれのはちみつ「きよはち」を限定販売。清瀬の花から採れたおいしいはちみつです!
販売日 8月22日(土)・23日(日)(両日とも野菜直売所にて200個限定販売。売り切れ次第終了)

価格 500円(80%^{OFF})
 ※購入は1人1個のみ。
問合せ 総務課宮繕係 ☎ 497・1841



清瀬産はちみつ「きよはち」

◆ご利用ください! レンタサイクル

対象 中学生以上の方
日時 期間中の午前8時～午後5時30分
貸し出し・返却場所 清瀬駅北口第3駐輪場
料金 1台につき1回100円
 ※先着10台。直接駐輪場へ。
問合せ 道路交通課交通安全係 ☎ 497・2096

8月14日(金) 臨時福祉給付金の支給対象となる可能性のある方へ申請書を発送します

臨時福祉給付金の支給対象となる可能性のある方へ、8月14日(金)に申請書を送付します。昨年度に支給を受けた方も、改めて申請が必要です。申請書が届きましたら、ご自身が該当しているか確認の上、手続きをしてください。なお、子育て世帯臨時特例給付金については、支給対象となる可能性のある方(公務員を除く)へ、児童手当現況届と一緒にご案内を送付しています。

清瀬市臨時給付金専用コールセンター
 ☎ 0120・999・334 (平日午前9時～午後5時)

※厚生労働省でも専用ダイヤルを設置しています。
 厚生労働省 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル ☎ 0570・037・192 (平日午前9時～午後6時)



支給要件

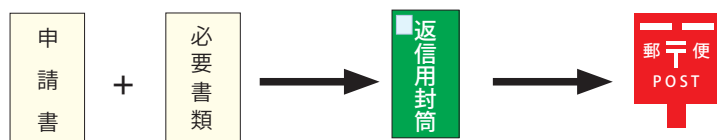
支給対象者 次のすべての条件に該当する方
 ◆平成27年1月1日に清瀬市の住民であった
 ◆平成27年度の市民税(均等割)が非課税である
 ◆生活保護などの受給者ではない
 ◆課税されている人の扶養親族等になっていない
 ※「扶養親族等」とは、○税法上の控除対象配偶者○配偶者特別控除における配偶者○扶養親族○青色事業専従者○白色事業専従者○16歳未満の年少者(扶養控除の対象になりませんが、扶養親族に含む)をいいます。

申請方法

- ①支給要件にご自身が該当するかご確認ください。
 - ②支給要件にすべて該当する場合は、申請書に必要事項を記入してください。
 - ③本人確認書類など、必要書類(下表参照)を添えて、同封の返信用封筒でご返送ください。
- 申請期間** 8月14日(金)～12月28日(月)(消印有効。期間内に申請をされなかった場合は、給付金の受給を辞退されたこととなりますので、ご注意ください)

必ず添付が必要な書類	一部の方のみ添付が必要な書類		
◎本人確認書類(支給対象者全員分) 運転免許証・国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証などの写し	新規・口座変更の方 ◎口座確認書類 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳・キャッシュカードなどの写し	外国人の方 ◎在留資格等の確認書類 在留カード・特別永住証明書などの写し	他市町村に住む非課税の扶養者がいる場合 ◎扶養者の非課税証明書 ※扶養者が課税の場合は給付金対象外。

申請書がお手元に届いたら



昨年度の臨時福祉給付金からの変更点

昨年度の臨時福祉給付金から、支給額や支給時期などが、下表のとおり変更されました。

	平成26年度	平成27年度
支給額	1万円(支給は1回限り)	6千円(支給は1回限り)
加算措置	あり	なし
受付期間	平成26年8月8日～平成27年2月9日	平成27年8月14日～12月28日
支給時期	申請から1か月～2か月後	平成27年10月以降(※)
子育て世帯臨時特例給付金の支給	両方の支給要件を満たす場合でも、臨時福祉給付金だけを支給	支給要件を満たせば、子育て世帯臨時給付金も支給(個別の申請が必要)

※申請書を受付後、審査を通過した場合のみ、給付金を指定の口座へ振り込みます。なお、審査の結果は10月以降に送付します。
 ※配偶者などからの暴力を理由に、他の市区町村から住民票を移さずに清瀬市にお住まいの方は、上記専用コールセンターにご相談ください。

子育て世帯臨時特例給付金 公務員の方の申請方法

平成27年5月31日に市内在住で、6月分の児童手当を受給している公務員の方は、職場から配布される「申請書(請求書)」と「児童手当(特例給付)受給状況証明書」を、8月4日(火)以降に郵送または直接下記へお持ちください。
 ※昨年度の子育て世帯臨時特例給付金と同様の口座に振り込む場合は、申請書のみの提出で結構です。振込口座を変更する方は、新たな振込先が分かる通帳などの写しを添付してください。
申請期間 8月4日(火)～12月1日(火)(消印有効。期間内に申請をされなかった場合は、給付金の受給を辞退されたこととなりますので、ご注意ください)
申請書の送付先 〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市役所本庁舎2階 臨時給付金受付室 行

市役所や厚生労働省から、「ATMの操作」「臨時福祉給付金の給付のための手数料の振り込み」「世帯構成などの個人情報の照会」を求めることは、絶対にありません。怪しい電話や郵便を受けたら、迷わず市役所や警察の相談専用番号 ☎ #9110 へご連絡ください。